

有事関連法案の徹底審議、自治体への具体的説明を求める意見書

第154回通常国会で審議されている有事関連法案は、地方公共団体や住民の人権・生活に深く関わる内容を含んでいる。しかし「武力攻撃事態法案」における『緊急事態』『有事』の定義が極めて広く、『武力攻撃事態』については、日本に対する武力攻撃の『恐れ』や『予測される場合』を含めてきわめて広い範囲を設定しているが、それぞれの事態の定義があいまいのままとなっている。

また、自治体に対して具体的な説明がなされないまま、内閣総理大臣が自治体の長の権限を越えて代執行できる権限が盛り込まれている。

三鷹市においては「非核自治体宣言」を行い、「平和条例」を制定しており、地方自治拡充と地域住民の安全確保を直接負託されている本議会として十分な説明が必要と考える。自治体に対して内閣総理大臣が代執行権を行使する場合には、具体的にどのような状況のもとに、どのような事例において、どのような手続きにより執行されるのか、また自治体の長による住民の安全確保のための『意見の申し出』についてはどの程度尊重されるのかなど、具体的な点について明らかにされるよう要請する。

また、これらの重要事項について、国会での十分な議論を尽くしていただくとともに、自治体への具体的で十分な説明がなされることを要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年 6月28日

三鷹市議会議長 吉野博明